

県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

県民意見募集期間：令和6年12月18日（火）～令和7年1月15日（水）

いただいたご意見：6件

No	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	(P90) こども家庭センターの設置は市町村の努力義務に過ぎず、また、中核市だからと言って責任が増えるものではない。児童相談所とは法的根拠もその役割も異なるこども家庭センターを対象とした施策を記載することは適当ではないので、削除すべき。 また、岐阜市に児童相談所の機能を持たせることは二重行政になるのではないか。	ご意見を踏まえ、「中核市の児童相談所設置に向けた取組」の項目から「こども家庭センター」関係の記載を削除するとともに、地域の現状等を明確にお伝えするため、以下のとおり計画案を修正します。 （１）前期期間における地域の現状 本県における地域の現状は以下のとおりです。 ・ 中核市が児童相談所の設置を検討する場合には、国は県に対して、設置に向けた課題解決への助言等の適切な支援をすることを求めています。こうした支援の充実により、各地域がその特性に応じた児童福祉行政を展開する選択肢が広がっています。 ・ 本県では、従来から各子ども相談センターによる市町村の枠を超えた広域的な支援を展開し児童虐待相談対応にあたっていますが、人口規模が大きい岐阜市内における児童虐待相談対応ケースは一定の割合を占め、近年、上昇傾向にあることから、県では中央子ども相談センター職員を継続的に増員するなど機能強化を進めています。 ・ 加えて、岐阜市内における児童虐待防止体制を強化するため、「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」内に、令和4年3月から中央子ども相談センター、岐阜県警、岐阜市がワンフロアに同居し、「こどもサポート総合センター」を設置しました。虐待通告等を全件共有することで、速やかな情報共有、虐待リスクの適切な判断及び迅速な初動対応を行うなど、各機関が協働・連携して対応しています。 （取組効果、図表 略） ・ なお、現時点で、中核市である岐阜市においては、児童相談所を設置する予定や設置に向けた取組はありません。 （２）前期期間を踏まえた課題等 当該項目において課題となっている事項は以下のとおりです。 ・ 児童相談所では、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る一時保護等の児童虐待対応に加え、障がい相談、非行相談、育成相談その他の専門的相談、障がい児を含めた措置決定、療育手帳の判定交付及び非行少年の家庭裁判所送致など多岐に渡る業務を行っています。 ・ 中核市が児童相談所を設置するにあたっては、これらの業務を適切に実施できる施設・設備等の整備、専門的人材の確保・育成体制の構築、財政面の負担などの課題があります。 （３）後期期間の方針と各種施策 後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。 ・ 県においては、引き続き中央子ども相談センターの機能強化に努めるとともに、中核市である岐阜市が児童相談所設置に向けた検討を進める際には、その円滑な設置に向け、必要に応じて情報提供や支援策の検討を行います。 ・ こども家庭庁の会議において、全国の中核市・特別区の児童相談所の設置状況や設置予定の自治体等が示されているため、必要に応じて岐阜市へ情報提供します。

No	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
2	(P90) 「中核市の児童相談所設置に向けた取組」の記載において、こども家庭センターが記載されていることに違和感がある。こども家庭センターは児童相談所を代替することまでを想定するものではなく、また、法律上、中核市か否かで機能が区別されているものでない。当該記載が必要であれば、「中核市に所在する」の記載を削除した上で、「2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組」に記載すべき。	No. 1 の回答をご参照ください。
3	(P22) 「子ども相談センターから市町村に支援を委託する「市町村指導委託措置」の事例は非常に少ないのが現状です。」は、解決方策が明示されておらず、課題に該当するのか。県が課題と考えていないのであれば当該記載は削除すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ・子ども相談センターから市町村に支援を委託する「市町村指導委託措置」の事例は非常に少ないのが現状です。 ↓ ・市町村指導委託は、市町村において支援対象家庭に対するサポートプランの作成と家庭支援事業の提供等を行い、家庭訪問や通所等による継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、子ども相談センターが行政処分として指導措置を市町村に委託して行うものです。現在は委託数が少ないですが、こどもと家庭に対する在宅支援力の強化のために、市町村指導委託を進めていくことが重要です。
4	(P22) 市町村に設置の努力義務がある「こども家庭センター」について、県が「設置を促進」という表現に違和感がある。「支援する」が妥当ではないか。	令和4年改正児童福祉法において、設置が努力義務となった「こども家庭センター」については、国において令和8年度末までの全国展開を掲げており、令和9年度以降は、「こども家庭センター」の要件を満たしていない場合には、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の運営費の補助を行わないこととしています。 こうしたことを踏まえ、県においては、各市町村の実情に適した支援策を通じて、各市町村に「こども家庭センター」の設置を促していくとともに、機能強化に向けた支援に取り組んでまいります。

No	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
5	(P86) 子ども相談センターと市町村との連携体制について、「求められています」とあるが、誰から求められ、何が課題であるか明確に記載されていない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ・中央子ども相談センター連携支援課が中心となって市町村支援を実施していますが、各子ども相談センターとの連携や、こども家庭センターの運営支援や専門性の向上支援など、より一層支援の充実が求められています。 ↓ ・中央子ども相談センター連携支援課が中心となって市町村支援を実施していますが、<u>市町村と各子ども相談センターとの連携促進や、令和6年度以降に開設されるこども家庭センターの運営支援や専門性の向上支援などに関する相談ニーズに対応するため、よりきめ細かな助言等を行っていく必要があります。</u>
6	(P90) 「中核市の児童相談所設置に向けた取組」に記載の用語（中核市、岐阜市、岐阜市エールぎふ、岐阜市子ども・若者総合支援センターエールぎふ）について定義が明確でない。 また、「こどもサポート総合センター」の設置根拠や設置者、役割等が明確でない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。（P91 等） ・文言の整理。 ・「岐阜市子ども・若者総合支援センター” エールぎふ”」及び「こどもサポート総合センター」についての説明を、第6章 用語集に記載。